

2017 - 18年度 国際ロータリーのテーマ

『ロータリー：変化をもたらす』

RI会長 イアン H.S ライズリー

川崎北ロータリークラブ会長の方針

『クラブの原点は委員会活動!』

会長 大塚 正一



川崎北ロータリークラブ会報



会長 大塚 正一

幹事 帯谷 昌充

会報委員長 色摩 和恵

事務所：〒211-0063 川崎市中原区小杉町 3-70-4 ホーユウパレス武蔵小杉 104 TEL 044-722-8037 メール：knrc@nifty.com

URL：http://kawasaki-north-rc.blue.coocan.jp/

例会：毎週水曜日 12：30

クイーン・アリス ガーデンテラス日吉

第2791例会 平成30年1月17日(水)

点 鐘 大塚 正一 会長

スマイル体操 妻鹿 琢生 親睦委員

司会と斉唱 山川 哲史 会場監督
 平野 和枝 ソングリーダー
 「それでこそロータリー」

お客様紹介 石原 安 親睦委員

ゲストスピーカー

全国貸地貸家協会 専務理事 兼編集長
宮地 忠継 様
川崎宮前 RC 会長 長谷川 洋一 様
川崎宮前 RC 幹事 井田 友花 様
出席報告 入来 武久 出席委員

会員数 58名 (対象外7名)	出席 37名	欠席 21名 出席率 72.55%
前々回訂正 (対象外6名)	欠席 19名	MAKE UP 6名 訂正出席率 83.33%

欠席者

星野君	花田君	波木井君	濱田君	北村君
小林(政)君	貝田君	上山君	三浦君	溝淵君
松山君	峯岸君	茂木君	三平君	野口(哲)君
岡本君	世良君	重田君	谷口君	渡邊君
横山君				

会長報告 大塚 正一 会長

地区職業奉仕委員会作成のDVD「ともに語ろう職業奉仕」が届いております。

新会員向けの研修や会員増強のPR活動にも使える内容との事です。各委員会とも相談し、活用していきたいと思っております。

幹事報告 帯谷 昌充 幹事

1. 地区からの来信

①第34回青少年指導者養成プログラム (RYLA)

申込期間延長のご案内

18才～30才までの参加者を各クラブ1名以上ご推薦お願いいたしますとの事です。

申込締切:1月26日(金) 振込締切:2月2日(金)

- ②第19回ロータリー国際囲碁大会開催のご案内
 日時：2018年4月22日(日) 点鐘9：30
 会場：日本棋院会館
 ※参加ご希望の方は、事務局までお知らせ下さい。
- ③トロント国際大会 日本人朝食会のご案内
 日時：6月24日(日) 7：00～8：30
 会場：ハイアット・リージェンシー・トロント
 会費：10,000円
 ※参加ご希望の方は、幹事までお知らせ下さい。

2. 他クラブ例会臨時変更

●川崎幸 RC

2月23日(金) 通常例会に変更

お客様ご挨拶

川崎宮前 RC 会長 長谷川 洋一 様
川崎宮前 RC 幹事 井田 友花 様


私たちは昨年7月から、会長幹事をしておりますが、そのときすぐ大塚会長、帯谷幹事にご挨拶にいらしていただきました。あれから半年が過ぎようとしておりますが、遅ればせながらご挨拶に参りました。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

卓話

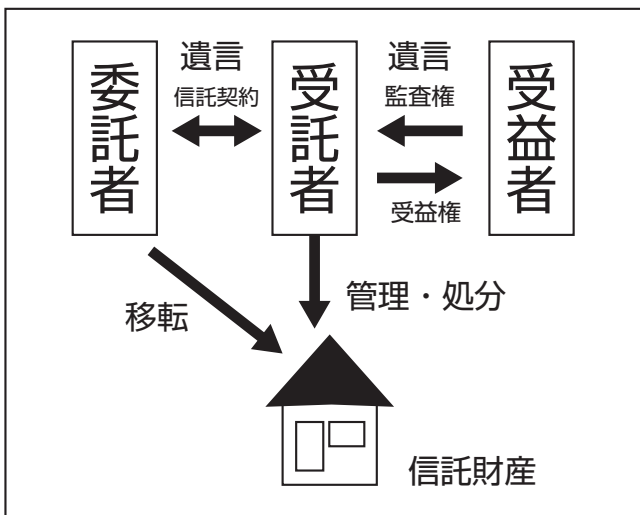
全国貸地貸家協会 専務理事 兼編集長
宮地 忠継 様
「民事信託の精神について」

皆様に一定の財産(不動産、株、銀行預金など)があってこれを自分の死後も自分の思い描く方式で使ってほしいと思ったとき、どうしますか? 従来から

の所有権の相続では、そのような注文はつけられません。そこで役に立つのが民事信託です。



民事信託というのは、自分の一定の財産について、自分がよく知っている人に、自分の死後、その財産の使いかた、誰のためにどのように使うかを書き示してその一定の財産の名義をその特定の人に移して、それを実際に行ってもらうことです。日本の法律でもすべて同じようにできますが、欧米の考えかたでは、委託者が生きているうちは民事信託の変更や終了はすべて委託者の自由なので、内容を議論する必要はありません。民事信託というものは、設定者つまり委託者の意思、考えかた、指定がすべてであるということです。一番最初の段階であなたの意思がその形に形成され、そしてその後もあなたの意思で継続されていくということなのです。



日本では「信託契約」という言葉で説明するので、なにか特別な契約のように思え、欧米社会に比べるとそれほど行われていません。これは信託法が民事信託と商事信託を同時に説明されていることが多く、あまり知られていません。通常の民事信託は民法という契約とは違い、本来、信託行為というべきであり、商事信託とは異なるということを理解する必要があります。

アメリカなどでは、民事信託を行う場合は、通常、まず自分が委託者になります。そして、委託者死亡の場合に引き継ぐ受託者や、財産のメリットを受ける人、どのような場合にどの部分を渡して欲しいかなどを信託行為の中で決めておきます。所有権で相続等がされている場合は、誰も何も言えないので設定者（委託者）は死後、コントロールができません。しかし、信託にすれば、受託者を自分で決めて、利益を受けるべき受益者を決めて、なにをすべきかを正確に書き残し、自分の死後も財産のコントロールができるということです。つまり、所有権による相続ではできなかったことが信託ではでき、云わば自分の死後、自分の意思を世間に残すことができるということになります。これが、信託の本質です。

皆様のなかにも、自分の死後もこの世の中になにかを残したいと考える方は少なくないと思います。たとえば、文章力のある人は、本を書こうとするかもしれません。事業をやっている方は、その事業が永続することを望むでしょう。発明家は特許を取り、小説家は自分の感性を小説という形で残そうとします。信託もそれらに似ています。しかし、違いは、誰にでもできるということです。

社会的に考えても、裁判所は信託行為に書かれていることは守ります。それは、そこに委託者の意思があり尊重されていて、社会はそれを守る義務があるからです。これにより社会に一定の継続性が持てるのもいいでしょう。ある意味、文化が継承されるといってもいいでしょう。逆をいえば、所有権相続だけであると、社会が断続的になるのではないのでしょうか。

ニコニコレポート 松下幸夫 副会場監督

大塚正一会長、帯谷昌充幹事

本日のゲストスピーカー 全国貸地貸家協会専務理事 宮地 忠継 様、卓話よろしくお願いたします。

大塚正一会長

1月2日、待望の女の子の孫が生まれました。僕の誕生日の1月1日の1日遅れです。

戸川俊雄君、宮崎秀樹君、洪征治君

藁科さん、職場訪問ご苦労様です。宮地 忠継 様、卓話よろしくお願いたします。

山川哲史君、松下幸夫君、柁木永一郎君

美和さん、昨日はご馳走様でした。美味しかったです。生垣さん、ワインご馳走様でした。

松波登君、親睦委員会：朝山浩君、相良久征君、

平野和枝君

全国貸地貸家協会専務理事 宮地 忠継 様、本日の卓話よろしくお願いたします。